平成２２年（フ）第２５３７号
札幌市西区山の手５条１丁目３番20号　コンチネンタル山の手Ⅱ―108号
債務者　永井　和彦
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５４８号
札幌市中央区北４条西25丁目１番７号　スカイハイツ402、住民票上の住所札幌市中央区南15条西９丁目２番５―604号
債務者　浦澤ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９２号
札幌市白石区北郷４条11丁目３番20号　クリーンハイツⅠ―105号、申立時の住所北海道江別市大麻ひかり町16番地の６
債務者　斉藤　禎之
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９３号
札幌市北区北27条西12丁目６番２号　ソシアルトミイＮｏ87―105号
債務者　斉藤　綾子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９７号
札幌市東区北41条東１丁目１番７―714号
債務者　菅野　香織
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９８号
東京都江東区千石２－３－６　ローズガーデンマンション千石303号室、住民票上の住所札幌市東区北41条東１丁目１番７―714号
債務者　菅野　良雄
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６０１号
札幌市豊平区平岸６条15丁目１番50―215号
債務者　柴田　奈々
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６１９号
札幌市手稲区前田10条17丁目３番12号
債務者　川森　達也
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６５４号
札幌市手稲区前田12条10丁目８番８号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６５９号
札幌市中央区南19条西10丁目１番27号　第６ハイツ幸梅１号
債務者　矢代　和子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６６２号
北海道恵庭市福住町１丁目７番２　市営住宅２－Ｂ―203号
債務者　小笠原美奈子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６６６号
札幌市南区川沿６条４丁目６番８号　大橋方
債務者　佐藤　　恵（旧姓坂上）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６６８号
札幌市西区琴似１条６丁目３番24―212号
債務者　今　　直子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６６９号
札幌市西区八軒７条西10丁目２番１号　ハイツ三愛５号
債務者　佐々木れい子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６７０号
札幌市白石区北郷１条８丁目２番８号　ノースパトリア203号
債務者　大橋真奈美（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６８１号
札幌市豊平区月寒東１条６丁目１番20号　メゾン31―403号
債務者　高田　　博
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６８７号
札幌市手稲区富丘３条７丁目２番40号　グローバルヒル望星305号
債務者　堀内　　清
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６９４号
札幌市西区宮の沢１条４丁目13番１―501号
債務者　長谷川　豊
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部